（業務実績等報告書）

第五条　（略）

２　機構は、前項に規定する報告書を農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

（情報通信の技術を利用する方法）

第六条　独立行政法人水資源機構法施行令（次条において「機構法施行令」という。）第四条の農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一・二　（略）

２　（略）

（主務大臣）

第七条　機構法施行令第五十五条第二項で定める主務大臣は、次の表の上欄に掲げる業務及び同表の中欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げるものとする。

印旛沼開発事業		農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
利根導水路建設事業	（略）	（略）
	秋ヶ瀬取水堰	経済産業大臣及び国土交通大臣
	朝霞水路	国土交通大臣
群馬用水事業		農林水産大臣及び国土交通大臣
群馬用水施設		農林水産大臣及び国土交通大臣
房総導水路建設事業		
（略）		（略）
房総導水路（両総用水共用施設に限る。）		農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
房総導水路（両総用水共用施設を除く。）		経済産業大臣及び国土交通大臣
（略）		（略）
東総用水事業		
東総用水施設		農林水産大臣及び国土交通大臣
朝霞水路改築事業		
朝霞水路		国土交通大臣
埼玉合口二期事業		
埼玉合口二期施設（利根川水系星川の区間に限る。）		農林水産大臣及び国土交通大臣
埼玉合口二期施設（利根川水系星川の区間を除く。）		農林水産大臣及び国土交通大臣

（業務実績等報告書）

第五条　（略）

２　機構は、前項に規定する報告書を厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

（情報通信の技術を利用する方法）

第六条　独立行政法人水資源機構法施行令（次条において「機構法施行令」という。）第四条の厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一・二　（略）

２　（略）

（主務大臣）

第七条　機構法施行令第五十五条第二項で定める主務大臣は、次の表の上欄に掲げる業務及び同表の中欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げるものとする。

印旛沼開発事業		厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
利根導水路建設事業	（略）	（略）
	秋ヶ瀬取水堰	厚生労働大臣及び経済産業大臣
	朝霞水路	厚生労働大臣
群馬用水事業		厚生労働大臣及び農林水産大臣
群馬用水施設		厚生労働大臣及び農林水産大臣
房総導水路建設事業		
（略）		（略）
房総導水路（両総用水共用施設に限る。）		厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
房総導水路（両総用水共用施設を除く。）		厚生労働大臣及び経済産業大臣
（略）		（略）
東総用水事業		
東総用水施設		厚生労働大臣及び農林水産大臣
朝霞水路改築事業		
朝霞水路		厚生労働大臣
埼玉合口二期事業		
埼玉合口二期施設（利根川水系星川の区間に限る。）		厚生労働大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣
埼玉合口二期施設（利根川水系星川の区間を除く。）		厚生労働大臣及び農林水産大臣